

2021-8 税務・労務・法務情報

新RMCの解説

2021-92 コロナ禍による税務調査反論期限の延長について

継続中の税務調査に対する各種反論期限について、ECQが宣言されたのを理由として、延長されました。

ECQ,MECQの適用対象地域は、以下の通り反論期限が延長されます。

- ・ Notice of Discrepancyに対する反論書提出・・・ECQ,MECQ解除後30日以内
- ・ Preliminary Assessment Notice(PAN)・・・・・・・・・・ 同15日以内
- ・ Final Assessment Notice(FAN)・・・・・・・・・・ 同30日以内
- ・ 再調査要請の添付書面・・・・・・・・・・ 同30日以内
- ・ BIR長官への再考願い・・・・・・・・・・ 同30日以内
- ・ 召喚状に対する回答文書・・・・・・・・・・ 同15日以内
- ・ 各種通知書に対する回答文書・・・・・・・・・・ 同10日以内
- ・ その他類似文書・・・・・・・・・・ 同30日以内
- ・ VAT還付請求・・・・・・・・・・ 同30日以内

加えて、税務調査における対面交渉を禁止しています。

*当局の徴税目標未達につき、このコロナ禍においても税務調査が広範に実施されています。面談要求があった場合でもテレビ会議を要求して下さい。このルール上も対面交渉が禁止されています。

2021-93 コロナ禍による調査権、徴税権の時効延長について

納税者側にも反論期限の延長を認めたのと同時に、当局側の調査権等の時効を延長するものです。ECQ, MECQの解除後60日までに延長しています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)